

投票事務従事会計年度任用職員募集要項

枚方市選挙管理委員会では、投票事務に係る会計年度任用職員の登録者を募集します。

選挙が執行され、投票事務従事者が必要となった場合に、登録者の中から任用します。任用の場合は、選挙管理委員会事務局の指定する方法により本人へ連絡します。

登録者の中から必要に応じて任用するため、登録された方が必ず任用されるということではありません。登録条件及び勤務内容等については、次のとおりです。

1. 登録条件について

(1) 要件

18歳以上（高校生不可）で当日投票所及び期日前投票所における投票事務に従事可能な方

(2) 期間

登録期間は令和6年4月から令和10年3月末日までの4年間です。なお、期間途中で登録した場合であっても、令和10年3月末日で登録期間は終了となります。

2. 勤務内容等について

	当日投票所	期日前投票所
(1) 勤務内容	<ul style="list-style-type: none"> 投票所受付（名簿対照） 投票用紙の交付及び案内業務等 設営、後片付け等の軽作業 	<ul style="list-style-type: none"> 期日前投票所受付（名簿対照・PC操作） 投票用紙の交付及び案内業務等 ※PC操作等の従事者説明会があります。
(2) 勤務期間	<ul style="list-style-type: none"> 投票所設営日（選挙期日前日（土）等）及び選挙期日当日（日） 	<ul style="list-style-type: none"> 従事者説明会（選挙公示日または告示日） 期日前投票期間（選挙公示日または告示日の翌日から選挙期日前日まで） ※選挙によって異なりますが、原則7～17日の連続勤務となります。
(3) 勤務場所	<ul style="list-style-type: none"> 市内80箇所 ホームページ参照 https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000000073.html  <p>※投票所は変更となる場合があります。</p>	①枚方市役所第3分館（旧市民会館） ②枚方市役所津田支所 ③枚方市役所北部支所 ④南部生涯学習市民センター ⑤中央図書館 ⑥サブリ村野 ⑦KTM河本工業総合体育館 ⑧枚方ピオルネ ⑨くずはモール ※上記は令和5年9月執行の枚方市長選挙の期日前投票所です。 ※期日前投票所は変更となる場合があります。
(4) 勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> 投票所設営日（2時間程度） 選挙期日当日 （6時30分～20時30分） 	<ul style="list-style-type: none"> 従事者説明会（2時間程度） 期日前投票期間 （8時15分～20時＜①～⑥＞） （9時45分～20時＜⑦～⑨＞） ※期日前投票所の従事時間は変更となる場合があります。
(5) 報酬 ※変更となる場合あり。	20,900円（令和5年執行 枚方市長選挙時） ※選挙期日前日等を実施する投票所の設営（2時間程度）を含む2日間の報酬です。	時給1,030円（令和5年執行 枚方市長選挙時）

3. 登録手続きについて

(1) 提出書類

- ・ 投票事務従事会計年度任用職員登録申込書
- ・ 履歴書

(2) 提出方法

枚方市選挙管理委員会事務局まで持参してください。(郵送不可)
枚方市大垣内町2丁目1番20号(枚方市役所別館5階)

(3) 適性検査について

書類提出時に、投票事務従事に関する適性検査(5分程度)を実施します。

4. その他

- ① 適性検査等の結果、登録を行わない場合があります。その際は、該当者に通知文を送付します。
- ② 勤務場所については、希望どおりにならない場合があります。
- ③ 期日前投票所の事務従事の任用は、メールで事前に意向調査をさせていただく場合があります。従事が決定した方に改めてメールで通知します。
当日投票所の事務従事の任用は、委嘱状(書面)にて通知します。(当日投票所の事務従事につきましては事前の調査はありません)
- ④ 4年間の登録になっていますが、就職等で投票事務従事ができなくなる等、登録の抹消を希望する方は選挙管理委員会事務局までご連絡ください。
- ⑤ 申込書の記載事項に不備がある場合、申込者に連絡することがあります。
- ⑥ 提出書類は、一切返却しないものとします。
- ⑦ 申込みに際して取得した情報は、登録及び任用に関する事務以外の目的には使用しません。また、個人情報保護に関する法律等に基づき適正に管理します。
- ⑧ 地方公務員法第16条に該当する人は会計年度任用職員として採用することができません。任用の都度、該当がないことを誓約していただきます。

【参考】地方公務員法抜粋

第十六条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【令和10年3月まで(4年間)に予定されている選挙】

- ・ 令和7年7月頃 参議院議員選挙
- ・ 令和7年10・11月頃 衆議院議員選挙(解散の場合は変更あり)
- ・ 令和9年4月頃 大阪府知事・大阪府議会議員選挙
- ・ 令和9年4月頃 枚方市議会議員選挙
- ・ 令和9年8・9月頃 枚方市長選挙

【問合せ】

枚方市選挙管理委員会事務局

〒573-8666

大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

TEL 072-841-1532

FAX 072-844-3479